

越前市成年後見制度
利用促進基本計画



令和4年10月

越 前 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 越前市における現状と課題	2
1 高齢者の現状	2
2 障がい者の現状	4
3 日常生活自立支援事業の現状	4
4 成年後見制度の利用状況	5
5 本市の現状から見える課題	6
6 成年後見制度利用に係る今後のニーズ【推計】	7
第3章 計画の基本目標及び基本施策	8
1 基本目標及び体系図	8
2 施策の展開	8
3 推進目標	13
4 計画の推進	14

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

高齢化の進展、核家族化等、高齢者を取り巻く社会状況が大きく変化する中、今後、成年後見制度利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられます。

成年後見制度とは、認知症や知的障がいその他精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

具体的には、家庭裁判所に申立てを行い、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の有資格者から後見人が選出されるものです。現状、家庭裁判所が後見人を確保する制度運用では将来的に後見人不足の逼迫に対応できず制度運用が困難になることが想定されます。

国において、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）が成立し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」令和4年3月に「第二期基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が策定され、市町において制度利用の推進と担い手育成に努めることが求められました。

本市では、本市の現状と今後のニーズ推計及び国の基本計画の趣旨を踏まえながら、成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取り組みを計画的に進めていくことを目的とした「越前市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法の規定に基づき、市における成年後見制度利用促進に関する基本的な方向性や具体的な事業・取り組みを示すものです。

また、策定にあたっては、本市の福祉分野の上位計画である「越前市地域福祉計画」が掲げる基本理念に基づき、越前市高齢者福祉保健計画や越前市障がい者計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の動向や社会情勢に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 越前市における現状と課題

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口と高齢化率

令和3年4月1日現在の本市の人口は82,395人で、65歳以上の高齢者人口は23,910人、高齢化率は29.0%です。

一方、75歳以上の後期高齢者人口は12,261人で、高齢者の半数以上(51.3%)を占めています。

令和7年(2025年)には「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年(2040年)には本市の高齢化はピークを迎えるものと見込まれます。

■高齢者数

	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
総人口	82,982人	83,122人	82,754人	82,363人	82,395人
65歳以上人口	23,315人	23,521人	23,713人	23,720人	23,910人
うち75歳以上人口	11,961人	12,198人	12,321人	12,439人	12,261人
高齢化率	28.1%	28.3%	28.7%	28.8%	29.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 要介護認定率

令和4年3月末日現在の本市の要介護認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）は16.1%です。平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援認定者が本事業に移行したことにより、要介護認定率は16.0%に減少しましたが、その後、16.2%前後で推移しています。

本市における認定率は、福井県や全国の平均と比較して低い状況です。

■要介護認定率

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
越前市	16.0%	16.2%	16.3%	16.2%	16.1%
福井県	17.4%	17.6%	17.6%	17.6%	—
全国	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	—

資料：長寿福祉課（各年度3月末日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

令和3年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者のみの世帯は7,667世帯で、そのうち一人暮らし世帯は4,033世帯、二人暮らし世帯は3,388世帯、三人以上暮らし世帯は246世帯であり、65歳以上人口の16.9%が一人暮らしとなっています。

高齢化の進行に伴い、本市の高齢者世帯数も一貫して増加傾向にあり、この傾向は今後も続いていくものと見込まれます。

■高齢者世帯数

	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
65歳以上人口	23,315人	23,521人	23,713人	23,720人	23,910人
高齢者のみの世帯数	6,892世帯	7,088世帯	7,278世帯	7,460世帯	7,667世帯
うち高齢者一人暮らし世帯数	3,646世帯	3,721世帯	3,815世帯	3,927世帯	4,033世帯
うち高齢者二人暮らし世帯数	3,035世帯	3,138世帯	3,233世帯	3,281世帯	3,388世帯
高齢者の一人暮らし率	15.6%	15.8%	16.1%	16.6%	16.9%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4)認知症高齢者の状況

令和3年4月1日現在、本市の要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の人数は、Ⅱ1,730人、Ⅲ983人、Ⅳ250人、M12人で合計2,975人です。「認知症高齢者の日常生活自立度」ランクⅡ以上の人数は年度によって若干の増減はあるものの増加傾向にあります。

厚生労働省の試算では、今後、認知症のある高齢者数は、2025年（令和7年）には約700万人（高齢者人口の20%）になるとされています。本市の人口推計に当てはめると、高齢者人口が最も増加する2040年（令和22年）には、認知症のある高齢者数は約5,000人になると見込まれます。

■認知症高齢者数

	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ	1,709人	1,694人	1,689人	1,780人	1,730人
認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上	1,249人	1,242人	1,287人	1,238人	1,245人
合計	2,958人	2,936人	2,976人	3,018人	2,975人

資料：長寿福祉課（各年4月1日現在）

＜参考＞認知症高齢者の日常生活自立度のランク別判断基準

- I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- III 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
- IV 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2 障がい者の現状

(1)知的障がいがある人の状況

令和4年3月31日現在、本市の療育手帳所持者数は720人です。そのうち、高齢の親と障がいのある子の世帯の目安となる、18歳以上の障がいのある人は596人（約82.8%）となっています。

■療育手帳交付者数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
A1（最重度）	214人	224人	225人	232人	234人
A2（重度）	14人	12人	12人	13人	13人
B1（中度）	222人	234人	235人	233人	239人
B2（軽度）	195人	214人	228人	235人	234人
合計	645人	684人	700人	713人	720人

資料：福井県障がい福祉課(各年度3月末日現在)

(2)精神障がいがある人の状況

令和4年3月31日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は729人で、年々増加しています。障がいの程度別にみると、2級の人が552人と最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
1級	27人	26人	29人	27人	23人
2級	429人	445人	485人	509人	552人
3級	116人	142人	141人	147人	154人
合計	572人	613人	655人	683人	729人

資料：福井県障がい福祉課(各年度3月末日現在)

3 日常生活自立支援事業の現状

(1)利用者数の推移

日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人ができるだけ地域で生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理等による支援を行うもので、福井県社会福祉協議会の構成組織として、越前市社会福祉協議会が一体となって実施しています。具体的な支援の内容として、福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かり等があります。

事業の利用対象者は、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が不十分であり、なおかつ、事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められることが必要であるため、判断能力が全くない人は対象とはなりません。

したがって、事業の利用者の判断能力の低下によって意思表示が困難となった際には、成年後見制度への移行を含め、対象者の状況に応じて適切に支援を行っていく必要があります。

■日常生活自立支援事業の利用者数

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
日常生活自立支援事業利用者	77 人	77 人	87 人	86 人	90 人
うち成年後見制度への移行者	2 人	1 人	1 人	5 人	0 人

資料：越前市社会福祉協議会(各年度 3 月末日現在)

4 成年後見制度の利用状況

(1)成年後見制度利用者の現状

令和 3 年 1 2 月末日現在、本市の成年後見制度利用者数は 1 0 7 人で、本市の全人口の約 0. 1 3 %、6 5 歳以上の高齢者人口の約 0. 4 5 %となっています。

しかし、成年後見制度の利用者数は、平成 2 9 年からの 4 年間で約 2 0 %の増加となっており、身寄りのない人や認知症のある高齢者等の増加により、成年後見制度の利用者は今後とも増加していくものと見込まれます。

■成年後見制度の利用者数

	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年
成年後見	65 人	71 人	74 人	72 人	73 人
保佐	18 人	20 人	21 人	23 人	27 人
補助	7 人	6 人	4 人	5 人	6 人
法定後見 合計	90 人	97 人	99 人	100 人	106 人
任意後見	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

資料：福井家庭裁判所(各年 12 月末日現在)

(2)成年後見制度に関する相談対応

現在、成年後見制度の相談については、市社会福祉課、市長寿福祉課及び地域包括支援センターにおいて対応しています。

■成年後見制度の相談件数（延べ件数）

年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
相談件数	95 件	119 件	299 件	277 件	147 件

資料：長寿福祉課、社会福祉課(各年度 3 月末日現在)

(3)成年後見市長申立て

市長申立ては、自身や親族による申立てができない人に代わって市長が申立てを行う制度です。一人暮らし世帯や、身寄りのない高齢者等の増加により、今後、申立て者がいない人が増加していくことが見込まれます。

■市長申立て件数

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
高齢者	4 件	5 件	4 件	1 件	4 件
障がい者	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件

資料：長寿福祉課、社会福祉課(各年度 3 月末日現在)

(4)成年後見人等報酬助成

成年後見制度の利用にあたり、必要な報酬を負担することが困難な人については、後見人等の報酬の助成を行うことにより利用を推進しています。

■報酬助成件数

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
高齢者	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
障がい者	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件

資料：長寿福祉課、社会福祉課(各年度 3 月末日現在)

注) 65 歳以上の障がいのある人の申立て・報酬助成件数は高齢者として計上

5 本市の現状から見える課題

全国的に進んでいる少子高齢化の影響により、本市においても高齢化率は年々上昇していることに伴い、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみで構成される世帯も増加傾向にあります。今後、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢化率30.5%、「団塊のジュニア世代」が高齢者になる令和22(2040)年には高齢化率34.1%になる見通しです。

また、令和7(2025)年には、本市の高齢者のうち、約5,000人が認知症になると推計されます。

また、障がい者についても、知的障がい、精神障がいともに手帳取得人数が増加しています。特に、知的障がい、精神障がいともに軽度から中程度の人の手帳取得人数が増加していますが、障がいのある子の親が亡くなる等によって子の財産管理を行うことができなくなる問題(いわゆる「親なき後問題」)の増加が想定されます。

しかし、本市における成年後見制度利用の割合は低く、その理由については、福井県全体の傾向として、子との同居世帯や子と同一市町内に居住する高齢者世帯の割合が全国と比較して非常に高く、近くに子等の支援できる親族がいる割合が高いことが考えられます。一方で、特に一人暮らし世帯等の場合には、制度について知らないことや、制度利用の必要性を理解できないこと等の理由で制度利用が進んでいないことも考えられます。

本市の現状として、成年後見制度の利用者数が少なく、成年後見制度に関する相談数も少ないことから、都市部のような逼迫した状況にはありませんが、今後、本市においても、全国的な傾向と同様に認知症や障がいで判断能力が低下した身寄りのない人や、親族と疎遠な人等身近な人から支援が得られない人が増加していくことが想定されます。

本市の課題として、制度自体が知られていないという周知に関しての課題、成年後見制度に関する支援体制が明確化されていないためどこに相談すればいいかわかりにくいという相談先の課題、今後、成年後見制度を利用する人が増加することで、成年後見人不足が見込まれるという課題等があげられます。

6 成年後見制度利用に係る今後のニーズ【推計】

	一人暮らし 高齢者数	認知症高齢者 数（自立度ラン クⅢ以上）	療育手帳(A 1)所持者数	精神障害手 帳(1級)所持 者数	成年後見制度 利用者数
平成28年度	3,524人	1,222人	215人	25人	87人
平成29年度	3,646人	1,249人	214人	27人	90人
平成30年度	3,721人	1,242人	224人	26人	97人
令和元年度	3,815人	1,287人	225人	29人	99人
令和2年度	3,927人	1,238人	232人	27人	101人
令和3年度	4,033人	1,245人	234人	23人	107人
令和8年度 (見込み)	4,532人～ 4,632人	1,380人～ 1,510人	240人～ 264人	33人～ 38人	132人～ 145人

本市における成年後見制度利用に係るニーズを推計した結果、今後、一人暮らし高齢者数が増加することが見込まれます。今後、成年後見制度利用の対象となり得る者のうち、成年後見制度利用者率は、平成28年度から令和3年度の平均値は1.84%ですが、今後、2.13%～2.25%に増加すると推計し、本計画最終年度となる令和8年度における利用者数は、**132人～145人**と推計しました。

さらに、今後は、退院や退所等の地域移行の障がい者、虐待を受けた高齢者や障がい者、生活困窮や消費者被害相談に来られた人等も制度の利用が必要となることが予想されます。

第3章 計画の基本目標及び基本施策

1 基本目標及び体系図

基本目標

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続け、地域社会に参加できるまち

基本施策：1 早期の段階からの相談・対応体制の構築

(1) 広報・啓発活動の推進

(2) 相談体制の充実

基本施策：2 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

(2) 制度の利用にかかる費用助成等の適切な実施

基本施策：3 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

(1) 後見人支援の推進

(2) 受任者調整(マッチング)の支援

(3) 担い手の育成・活動の推進

2 施策の展開

基本施策1 早期の段階からの相談・対応体制の構築

推進項目(1) 広報・啓発活動の推進

成年後見制度利用促進には、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であるといった、制度の周知・啓発活動が重要です。本市では、市民や関係者に対して、成年後見制度に関する理解を深められるよう広報活動を推進します。

1) 市民に対する成年後見制度に関する普及啓発

○市ホームページ、市広報等による普及啓発

○市民に対する研修会等の開催

2) 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発

○介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生委員・児童委員、金融機関等に対する研修会を開催し、制度に対する周知や具体的手続きについての理解を深める

推進項目(2) 相談体制の充実

支援を必要とする人が、早い段階で、制度の活用につながるよう、相談窓口の周知を図り

ます。

また、福祉関係者等が、適切な相談支援ができるよう、専門的な知識を習得し、相談体制を充実します。

1) 早期の段階からの相談・対応

- 関係者や地域の人々が、早期の段階で相談できるよう、相談窓口の周知を図る
- 相談の早い段階から、必要な支援ニーズを見落とさず、適切な制度の活用へつなぐ

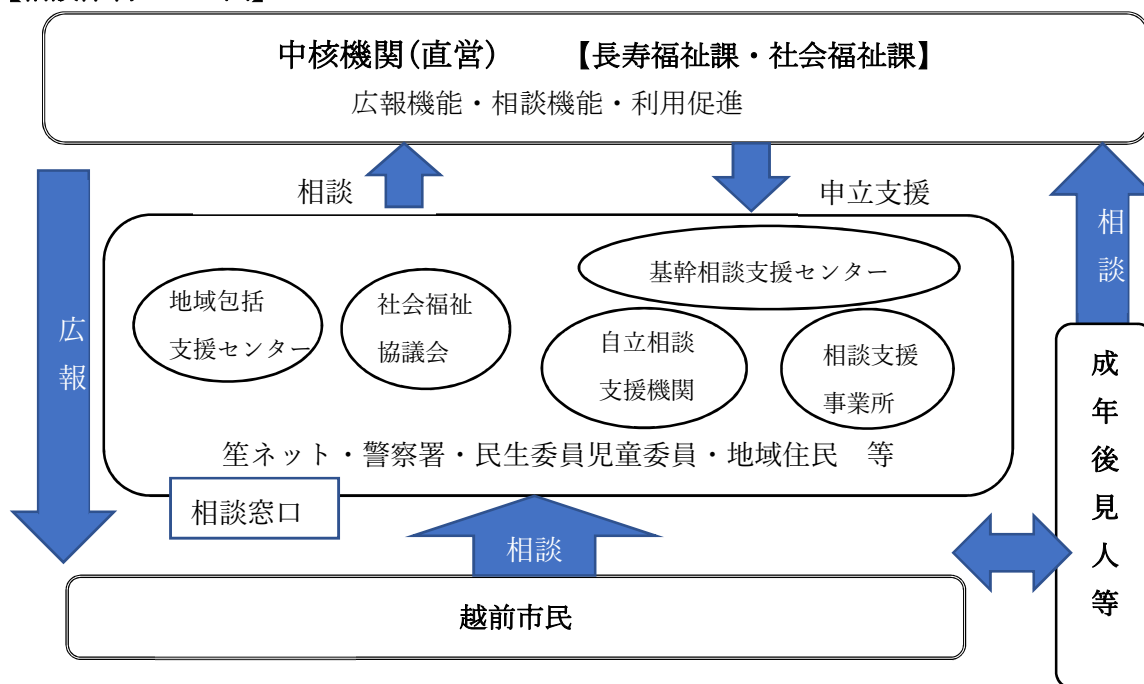
2) 成年後見制度利用申立て支援、代行団体（法テラス等）の紹介

- 申立ての代行を希望する人への代行団体の紹介
- 本人や親族が申立てを行う場合の支援

3) 相談窓口職員に対する研修

- 相談窓口職員への研修会の実施
- 国や県の開催する研修会への参加

【相談体制フロー図】

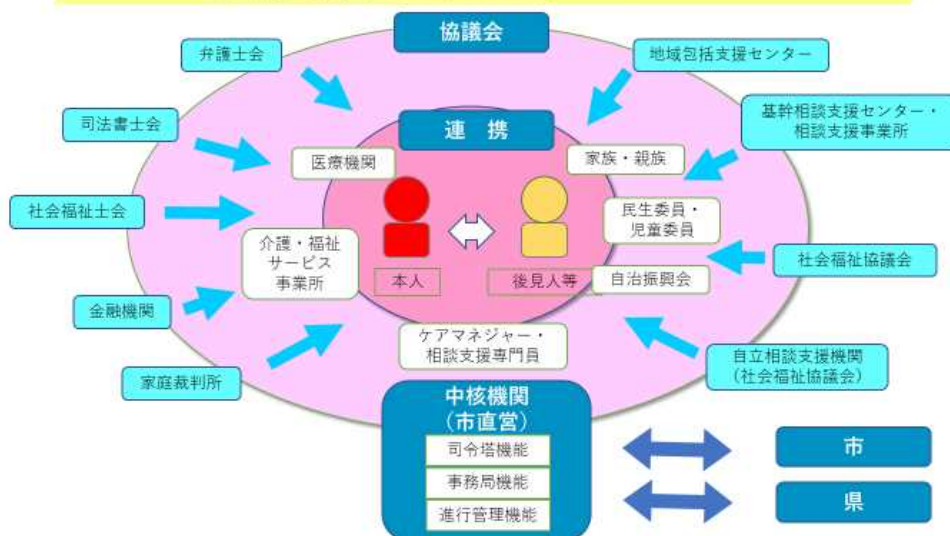


基本施策2 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

推進項目(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

権利擁護の支援や成年後見制度の利用を推進するためには、支援が必要な人の発見・支援につながる地域連携ネットワークの構築と、司令塔機能を持った中核機関の機能の充実が必要です。本市では、市が中核機関となり、地域連携ネットワークのコーディネートをを行います。また、専門職団体や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、「越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議」を協議会と位置付け、同協議会議を構成するメンバー相互及び関係機関との緊密な連携・協力体制を推進します。

地域連携ネットワークのイメージ



【中核機関】

中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

主な事業内容

- (1) 広報及び啓発に関すること。
- (2) 権利擁護に関する相談支援に関すること。
- (3) 制度の利用促進に関すること。
- (4) 後見人支援に関すること。
- (5) 不正防止

1) 成年後見制度利用促進の中核となる機能の充実

○法律・福祉のアドバイザーの助言を得ながら、中核機関が担う役割の機能強化を図る

2) 地域連携ネットワークの仕組みを作るための協議会の開催

○越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議の効率的な運営

3) 不正防止の徹底

○家庭裁判所や専門職団体及び市顧問弁護士等と連携し、後見人活動が適正に行われるよう相談や助言等を行う

4) 関係機関が連携して支援する体制づくり

○身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人等が連携して関わる体制をつくる

5) 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業との連携

○日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度の利用が望ましいケースについては、成年後見制度に円滑に移行されるよう、関係部署や機関と連携する

推進項目（２）制度の利用にかかる費用助成等の適切な実施

成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立てについては、関係機関と連携し、適切に実施します。

また、経済的な課題があり申立費用や後見人等の報酬を負担することが困難な人については、後見人等報酬の助成を行うことにより、制度の利用促進を図ります。

1) 市長申立て手続きの適切な実施

- 身寄りのない認知症のある高齢者や知的・精神障がいのある人が、制度の利用ができないことで不利益を被ることを防ぐために、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、市長による法定後見開始の申立てを適切に行う

※市長申立て・・・成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があると認めるときは、職権で市長が申立てを行うことができます。

2) 申立て費用の助成

- 成年後見制度の利用にあたり、必要な費用を負担することが困難な人に対し、申立て費用の助成を行う

3) 後見人等の報酬の助成

- 成年後見制度の利用にあたり、必要な報酬を負担することが困難な人に対し、後見人等の報酬の助成を行う

基本施策３ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

推進項目（１）後見人支援の推進

親族後見人等が課題等を抱え込んでしまう状況を防ぐためには、親族後見人等の状況を継続的に把握し、適切に対応する相談支援体制を整えるとともに、福祉・医療・地域等の関係者が連携し、日常的に関わっていくことが重要です。

1) 親族後見人等の現状把握と相談支援

- 家庭裁判所との連携による親族後見人等の現状把握
- 親族後見人が相談できる体制の整備

2) 必要に応じて、専門職からの意見をもらう体制づくり

- 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）を交えたケース会議の開催

推進項目（２）受任者調整（マッチング）の支援

受任者調整（マッチング）については、必要に応じ、本人の障がい等の特性を十分に踏まえた後見人等を選任できるよう、本人の意向や必要な支援内容を把握したうえで、中核

機関が家庭裁判所に的確に伝えることができる体制づくりを推進します。

1) 親族後見人候補者への支援

○親族後見人候補者への説明及び意向確認、また、親族後見人選任後の相談対応等、安心して後見業務ができるよう支援する

2) 家庭裁判所との連携及び情報共有

○受任者調整支援についての連携のあり方の検討

○親族後見人等の支援体制の検討

○家庭裁判所主催の研修会・会議等への参加

推進項目(3) 担い手の育成・活動の推進

本市における現状として、成年後見人の担い手不足が逼迫している状況にはありませんが、今後、成年後見人による支援が必要な人が増加し、成年後見人の担い手不足となることが予測されます。潜在化している専門職後見人の活用のほか、法人後見や市民後見等の活用を視野に入れ、現状の把握を行います。

1) 専門職後見人の掘り起こし

○各専門職団体(社会福祉士会等)に対して、後見人業務を行うための基礎資格を有しているものの、後見人業務を行っていない人に対し、専門職団体を通し後見業務の実施について働きかけを行う

2) 法人後見の必要性の把握

○成年後見制度の利用が必要な人と、担い手の状況の整理を行い、法人後見の必要性を把握する

3) 市民後見人の必要性の把握

○法人後見と同様、市民後見人の必要性を把握する

※法人後見・・・社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、被後見人の保護・支援を行います。法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として成年後見制度に基づく後見事務を行うため、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。

※市民後見・・・弁護士や司法書士などの資格を有しない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を行います。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けることが必要となります。

3 推進指標

○早期の段階からの相談・対応体制の構築			
指標（目標）	現状 （令和3年度）	中間目標 （令和6年度）	最終目標 （令和8年度）
市民への研修会の開催回数 参加者数（延べ）	年間2回 38人	年間2回 50人	年間2回 50人以上を継続する
関係者への研修会等の開催 回数 参加者数（延べ）	実施なし	年間1回 30人	年間1回 30人以上を継続する
相談窓口職員研修開催回数	実施なし	年間1回	年間1回
○権利擁護支援が必要な人の発見・支援			
指標（目標）	現状 （令和3年度）	中間目標 （令和6年度）	最終目標 （令和8年度）
市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議の開催	年間1回	随時	随時
日常生活自立支援事業から成年後見制度への適切な移行	年間0件	随時移行	随時移行
市長申立て件数 （高齢者） （障がいのある人）	高齢者 5件 障がい者 1件	高齢者 7件 障がい者 2件	高齢者 8件 障がい者 3件
後見人等の報酬助成件数 （高齢者） （障がいのある人）	高齢者 1件 障がい者 0件	高齢者 3件 障がい者 2件	高齢者 3件 障がい者 3件
○意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築			
指標（目標）	現状 （令和3年度）	中間目標 （令和6年度）	最終目標 （令和8年度）
専門職を交えたケース会議の開催件数	実施なし	年間2件	年間3件

4 計画の推進

本計画を推進するにあたり、協議会と位置付けた「越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議」を構成する各機関や関係する各団体と連携・協働を図ります。

また、計画期間（令和4年～令和8年）の5年間において、計画及び制度の周知を中心に、各機関が利用すべき対象者を掘り起こし、制度利用に結び付けるスキルを身に着けることを目指します。

なお、この計画における各取組み状況については、越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議へ適宜報告し、必要に応じて取組みの見直しを行います。併せて、成年後見制度利用促進の取組みを通して明らかになった地域課題については、当協議会において検討していきます。